

Press Release

平成 22 年5月 21 日 職業安定局若年者雇用対策室 (担当・内線)

室 長 田中 佐智子 室長補佐 生方 勝

(電話代表) 03-5253-1111(5332)

(夜間直通) 03-3597-0331

(F A X) 03-3502-0516

「新卒者体験雇用事業」の拡充について ~未就職卒業者のための「新卒者体験雇用事業」を拡充します~

厚生労働省では、卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(平成 22 年3月卒)の1日でも早い就職を実現するため、「新卒者体験雇用事業」を拡充することとしました。その概要は次のとおりです。

〇 事業概要

学卒未就職者を対象とした体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主の相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的として、新卒者体験雇用奨励金を事業主に支給。

〇 対象者

卒業後も就職活動を継続中の大学生・高校生等(平成 22 年3月卒) ※ハローワークへの求職申し込みをしている方

- 〇 改正内容
 - ①体験雇用の期間(現行は1か月)を最長3か月まで実施可能とする。
 - ②新卒者体験奨励金(現行は8万円)を最大 16 万円支給する(最初の1か月は8万円、2か月目及び3か月目は1か月につき4万円を支給)。
- O 改正の施行日 平成 22 年6月7日

新卒者体験雇用事業の見直し

新卒者体験雇用事業

(平成21年度第2次補正:制度要求、平成22年度予算額 3.7億円)

- 学卒未就職者を対象とした体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択 肢を広げるとともに、求職者と事業主の相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的とし て、新卒者体験雇用奨励金を事業主に支給。
- 対象者:卒業後も就職活動を継続中の大学生、高校生等(平成22年3月卒)
 - ※ ハローワークへの求職申込みをしている者
 - ※ 体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降
- 〇 事業実施期間 : 平成22年度限りの時限措置

		体験雇用 期間	支給額	イメージ
改正内容	改正後	1か月 <u>〜最長3か月</u>	体験雇用期間に応じて対象者 1人につき、 <u>最大16万円</u> ※最初の1か月は月額8万円、 2か月目、3か月目は月額4万円	体験雇用 事業主に 事業主に 事業主に 期間の定めの おい雇用 本験雇用 有期雇用契約(1か月~最長3か月) では、 正規雇用契約を締結
	改正前	1か月	月額8万円	体験雇用 事業主に 月8万円支給 期間の定めのない雇用 有期雇用契 本験雇用 対の定めのない雇用 本験雇用 対の定めのない雇用 本験雇用 対の定めのない雇用 は、対象を表現します。 は、対象を表現しま